

「新たな都市づくりに向けた基本方針」（原案）

～ 滝川市都市計画マスタープラン見直しの基本方針 ～

目 次	
はじめに	2
1．これからの都市づくりに求められるもの（1）～（4）	3～6
2．コンパクトな都市づくりに向けて	7
3．滝川市の土地利用の現状と課題	8
4．滝川市の新しい土地利用の方針（案）～基本的な考え方	9
5．滝川市の新しい土地利用の見直しの方針（案）～6つの種類	10～16

滝 川 市（平成21年2月）

はじめに

□ 「新たな都市づくりに向けた基本方針」の位置づけ

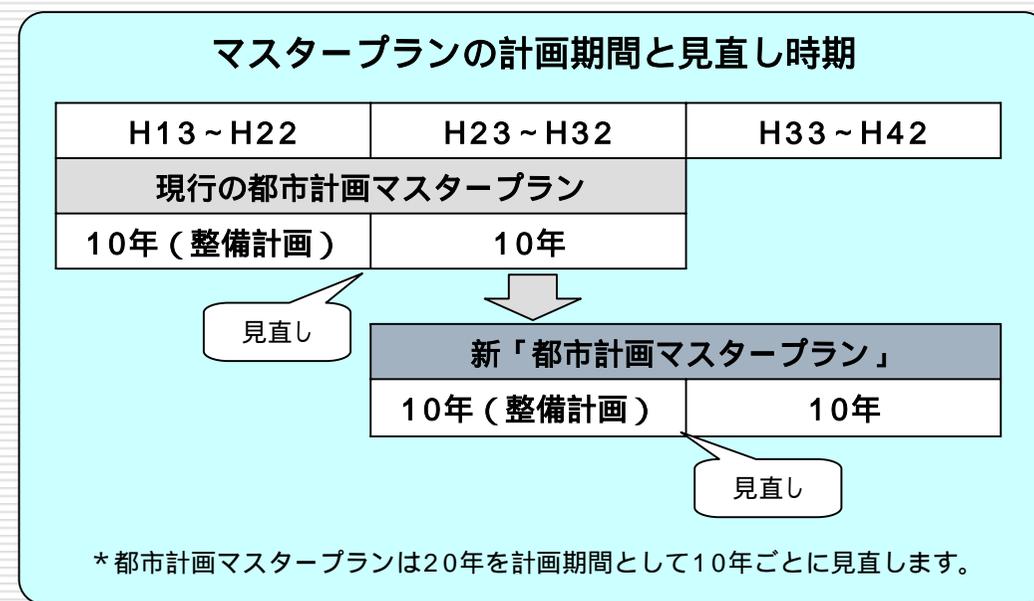
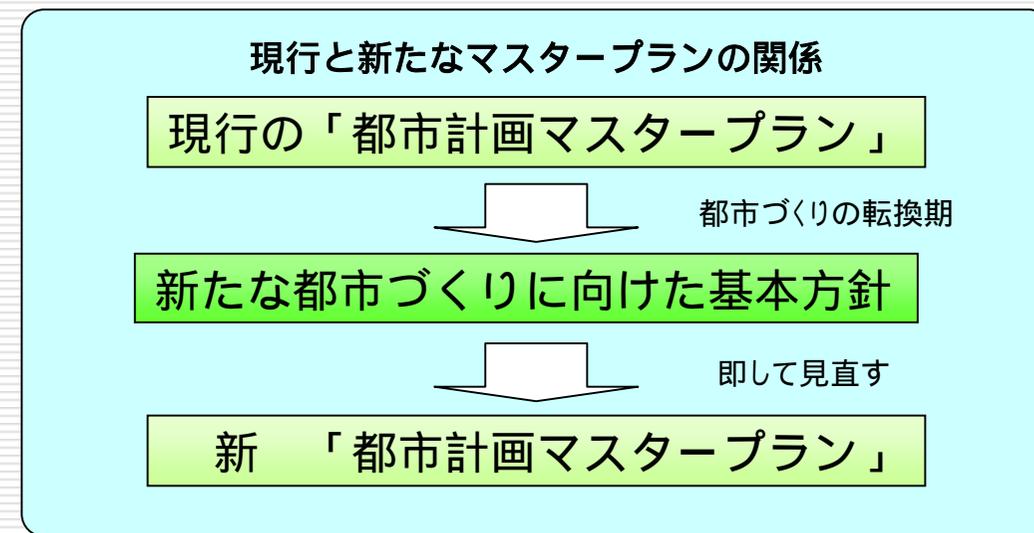
- 滝川市では、平成13年に「滝川市都市計画マスタープラン」を策定し、都市づくりを行ってきました。
- 策定後、本市の人口や少子高齢化、大型店の相次ぐ進出など社会経済情勢は大きく変化しており、本市の都市づくりは大きな転換期を迎えようとしています。
- 現行の「都市計画マスタープラン」では概ね10年ごとにその時の社会経済情勢や市民のニーズの変化に応じて見直しを図るとされています。
- このため、「都市計画マスタープラン」の見直しに先立ち、市民の皆さまに今後の都市づくりの方向をお示しする本書「新たな都市づくりに向けた基本方針（案）（以下、基本方針）」を策定します。

□ 「都市計画」の見直しの方針

- この基本方針に沿って策定する新「都市計画マスタープラン」は、策定後の社会経済情勢や市民のニーズの変化に対応できるような弾力性のある計画とします。そのため部分的な改訂が機動的に行えるよう検討します。

□ 「都市計画の見直し」の工程表

- マスタープラン、用途地域等の見直しは以下の工程表の通り進めていく予定です。
 - 平成18年：都市計画基礎調査
 - 平成19～20年：新たな都市づくりに向けた基本方針
 - 平成20～22年：新「都市計画マスタープラン」策定
 - 平成23年以降：用途地域の見直し
- 都市計画道路の見直しについては、以下の工程表の通り進めていく予定です。
 - 平成20年：交通量調査・見直し案の作成
 - 平成21年～22年：将来交通網の作成・住民説明
 - 平成23年以降：都市計画道路の見直し



1. これからの都市づくりに求められるもの(1)

□ 人口と世帯数～減る人口・増える世帯

【現状】

- 人口は、昭和60年から年々減少していて、平成17年で45,562人と20年間で約6,400人減少しています。この減少数は平均すると年に約300人にあたります。
- 世帯数は、ゆるやかに増加しており、平成17年の世帯数は19,314世帯となっています。これは20年前と比べて約1,600の増加です。

【課題】

- 本市の人口は年々減少していきます。

【今後の都市づくりの方向】

- これからの都市づくりには人口減少に対応することが必要です。

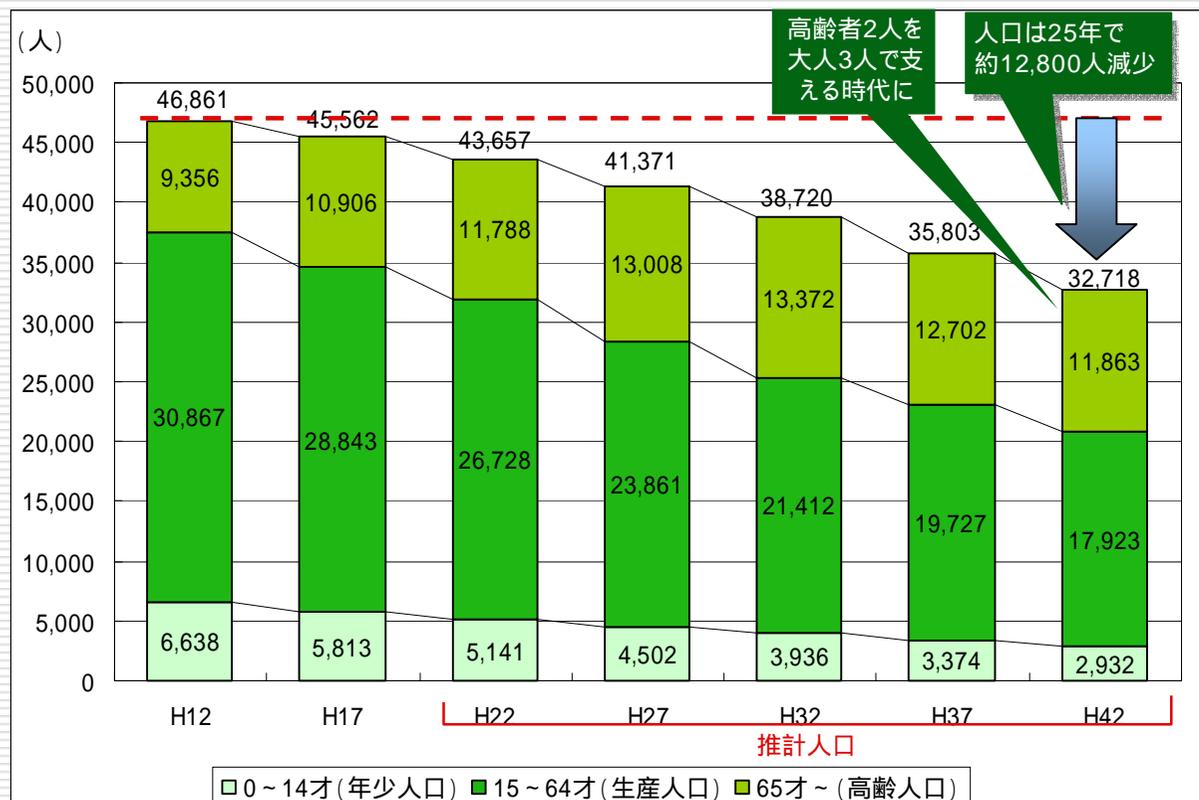


図 1.1. 滝川市の人口と世帯数の推移(国勢調査から)

□ 将来にわたる人口減少と高齢化社会

【将来予測】

- 将来の人口を推計すると、将来の出生率と死亡率による自然の人口動態を予測し、転出や転入といった社会の人口動態については、一定の率で計算しています。
- 推計の結果、滝川市の人口は、平成17年と平成42年の25年間に約12,800人(約28%)減少すると予測されます。

【課題】

- 平成42年には高齢者(65才以上)2人を大人(生産人口15才~64才)3人で支えなければなりません。

【今後の都市づくりの方向】

- これからの都市づくりには人口減少と高齢化の将来動向をみすすることが必要です。

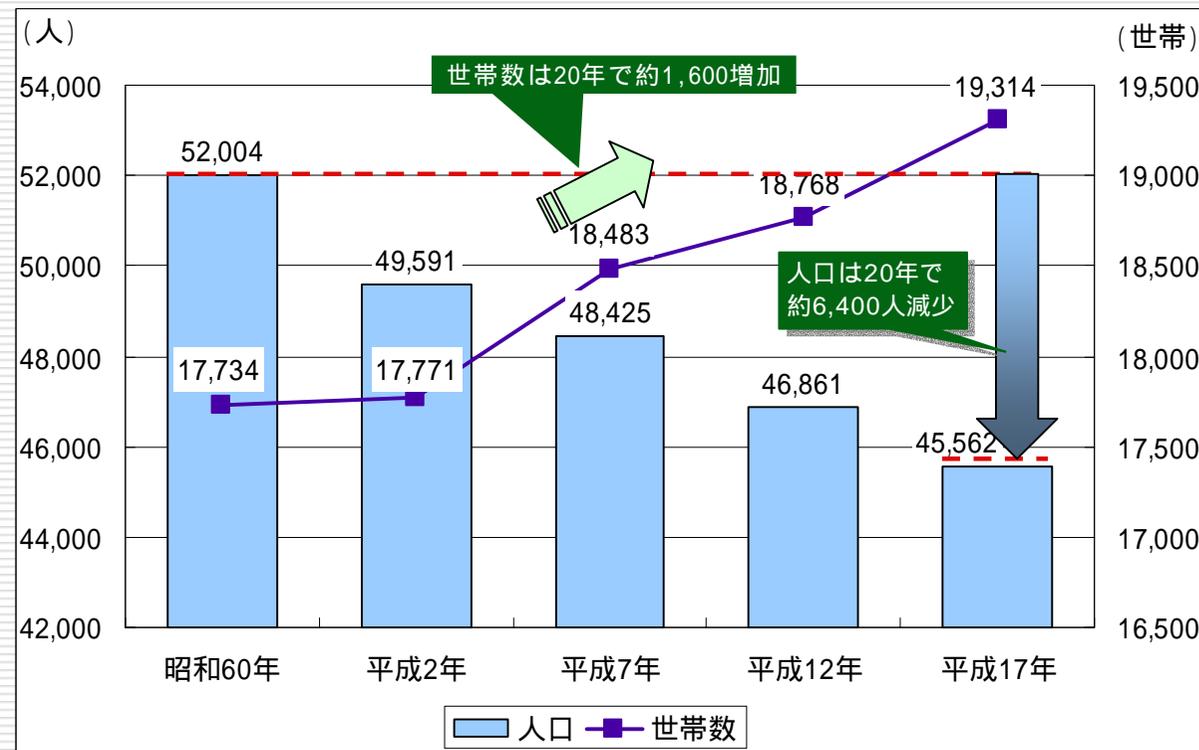


図 1.2. 滝川市の将来人口(滝川市による人口推計)

参考(国立社会保障・人口問題研究所)

1. これからの都市づくりに求められるもの（2）

□ 他の市町村との通勤移動～市民の行動範囲は広域

【現状】

- 滝川市に常住する就業者は20,962人で、他の市町村へ通勤している就業者は4,496人です。他の市町村から滝川市へ通勤している就業者は4,014人となっています。
- 就業者の流動を見ると（滝川市民の通勤先、他の市町村から滝川市への通勤者居住地）、砂川市、赤平市、新十津川町が中心となっています。

【課題】

- 通勤の流動を見ると、滝川市民の行動範囲が広域にわたっていることが推測でき、これらに都市が対応しなくてはなりません。

【今後の都市づくりの方向】

- これからの都市づくりには市民の広範囲な生活圏を支える都市間を結ぶ広域幹線道路の整備が求められます。

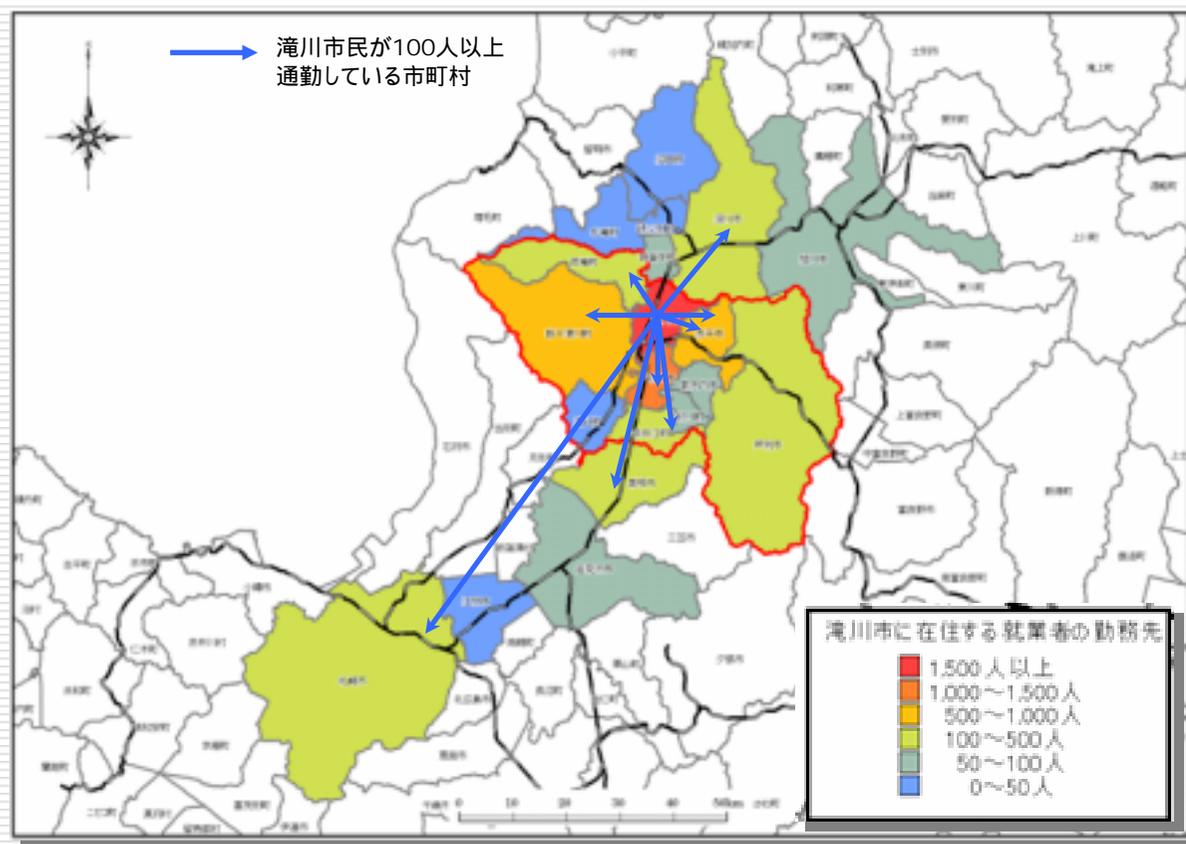


図 1.3. 滝川市に居住する就業者の勤務先(平成17年国勢調査)

□ 自動車中心のライフスタイルの広がり

【現状】

- 人口がピークであった昭和58年から乗用自動車と軽自動車の保有台数が順調に伸びを示して、現在では、一家に一台時代をむかえようとしています。反面、市内のバス乗客数が著しく減少しています。これは、市民の間で自動車を中心としたライフスタイルが広がったことを示しています。

【課題】

- バス利用者が急激に減少したことから、路線バスの運行や経営に著しい影響を与えています。

【今後の都市づくりの方向】

- これからの都市づくりは自動車に対応することももちろんですが、高齢化社会の進展を見据え、高齢者等の交通弱者の足となる路線バスネットワークを重視することが必要です。

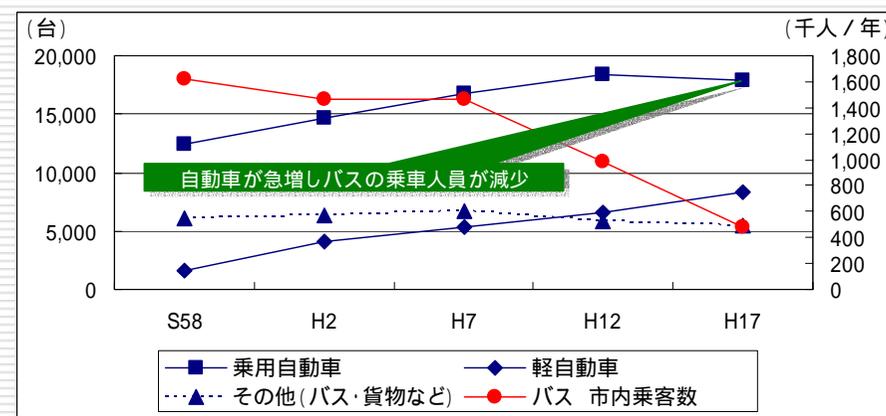


図 1.4. 自動車保有台数とバス利用者(国勢調査)

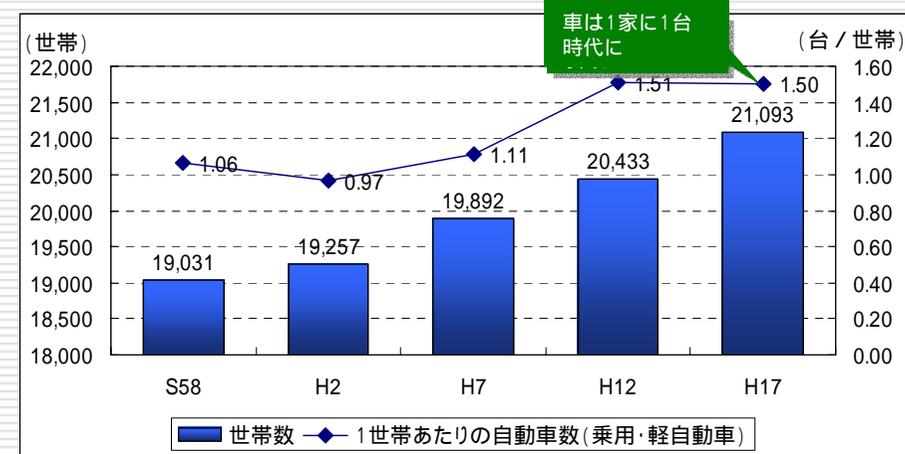


図 1.5. 滝川市民の世帯数と1世帯あたりの自動車保有台数(国勢調査)

1. これからの都市づくりに求められるもの（3）

□ 都市計画道路の整備状況

【現状】

- 都市計画決定後30年以上未着手である路線は市道部分で6路線5.07kmであり、未整備延長は全体未整備（市道）の約20%を占めています。

【課題】

- 長期未着手の路線で都市計画法第53条の建築制限1を受けている建築物は54件、全体の約52%を占めており、一刻も早い見直しが迫られていると考えられます。

【今後の都市づくりの方向】

- これからの都市づくりには既存道路を有効活用しつつ、土地利用と一体的な道路の見直しと身の丈に合った整備が求められます。

表 1.1. 長期にわたり未整備の都市計画道路

路線名	当初決定	変更決定	変更の内容	未整備延長 (m)
3・2・1 中央通	S 26.7.11	S 57.3.4	その他	760
3・4・11 一丁目通	S 33.3.26	S 57.3.4	その他	480
3・4・12 二丁目通	S 33.3.26	S 48.4.20	起終点の変更	1,720
3・4・15 西二号通	S 33.3.26	S 57.3.4	起終点の変更	1,060
3・4・19 東1号通	S 33.3.26	S 48.4.20	起終点の変更	800
3・5・21 西一号通	S 33.3.26	S 48.4.20	起終点の変更	250
合計				5,070

1 都市計画法第53条の建築制限

将来の事業の円滑な施行を確保するために、都市計画として決定された道路等の区域における建物の階数や構造に関する建築制限を行うものです。

また都市計画決定された施設の区域内で、民有地であっても建築するときは、事前に許可が必要となります。

□ 店舗の分布～自動車中心の商業ゾーンの形成

【現状】

- 商業・業務施設のうち、延床面積1,000㎡以上の施設の多くは、国道12号（バイパス）及び国道38号沿いに分布しています。

【課題】

- 大型の店舗は自動車利用による消費者を対象にしているため、主要幹線道路に集中し、住環境に影響を与えています。

【今後の都市づくりの方向】

- これからの都市づくりには車での買い物に便利な商業等が立地する地域と住居地域の区別を明確にし、住まいの環境を守るところを明確にすることが必要です。



図 1.6. 滝川市の商業施設の分布 (滝川市都市計画基礎調査)

1. これからの都市づくりに求められるもの（４）

□ 未利用地～余っている土地は多い

【現状】

- 現在の滝川市の都市的利用の可能区域（赤枠）は、「滝川市長期開発基本計画」の10万人都市構想に基づいて設定されています。
- 仮に用途地域内の未利用地（下図の茶色）に戸建住宅を建てて滝川市の人口すべてが住むようにしても、まだ未利用地が残るほど広い土地があります。

【課題】

- 拡散を防止して人口規模に見合った土地利用が求められます。

【今後の都市づくりの方向】

- これからの都市づくりには未利用地を活用し市民の利便性を向上させることが必要です。

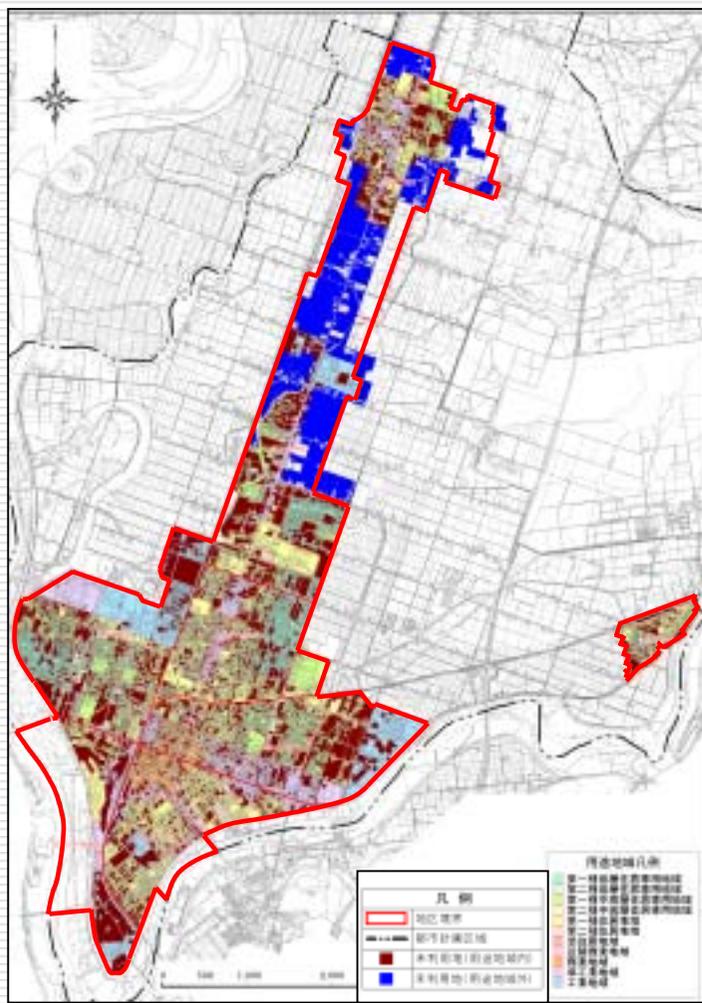


図 1.7. 滝川市における未利用地の分布(滝川市都市計画基礎調査)

□ 都市財政の縮減

【現状】

- 本市の財政状況を見ると、地域経済の低迷による市税の減収と、平成16年度から続く政府の三位一体改革による地方交付税の減額により、厳しい状況が続いています。
- 平成12年度の決算では、本市の収入である歳入が約247億円ありましたが、平成18年度の決算では、約40億円減少し、約207億円になりました。

【課題】

- 将来の見通しについて考えますと、政府の地方行政改革や地域経済の状況などによって異なりますが、人口減少が続くと予想されるため、歳入も減少すると考えられます。

【今後の都市づくりの方向】

- これからの都市づくりには行政コストの縮減に対応することが必要です。

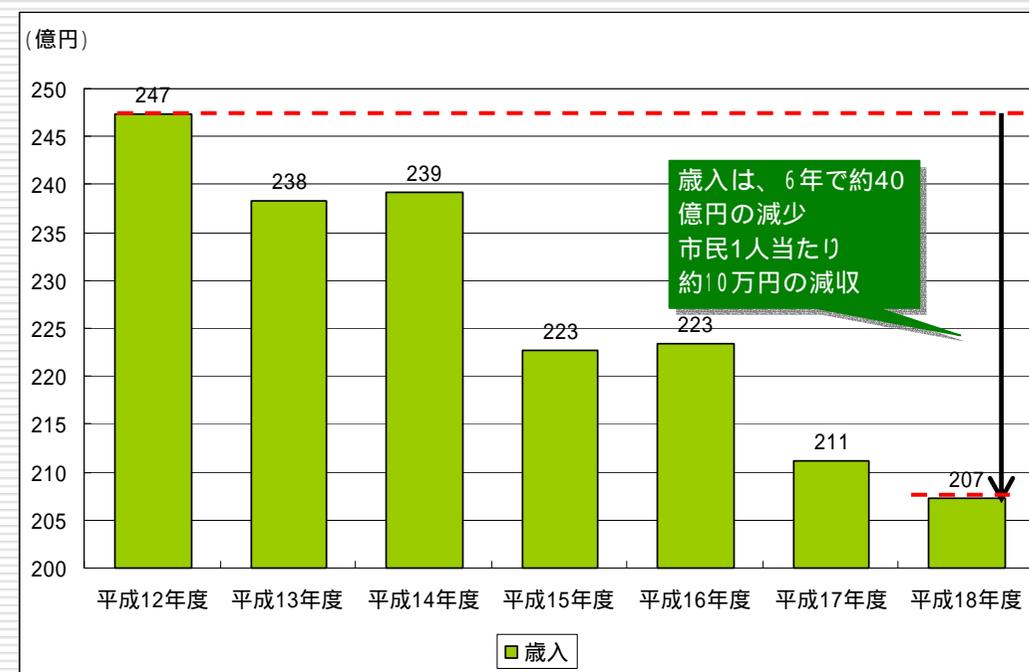
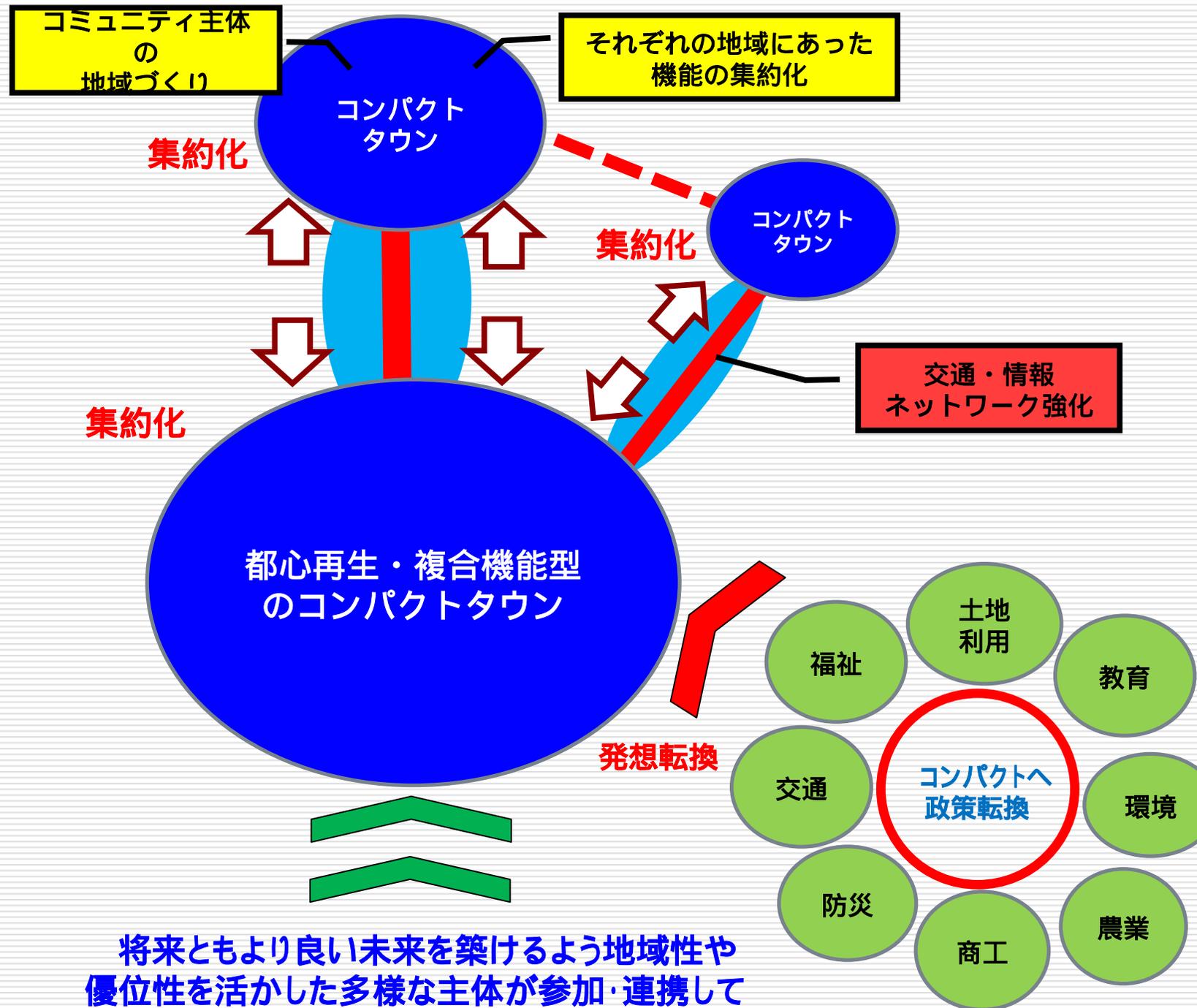


図 1.8. 滝川市の歳入の推移(滝川市決算書)

2. コンパクトな都市づくりに向けて

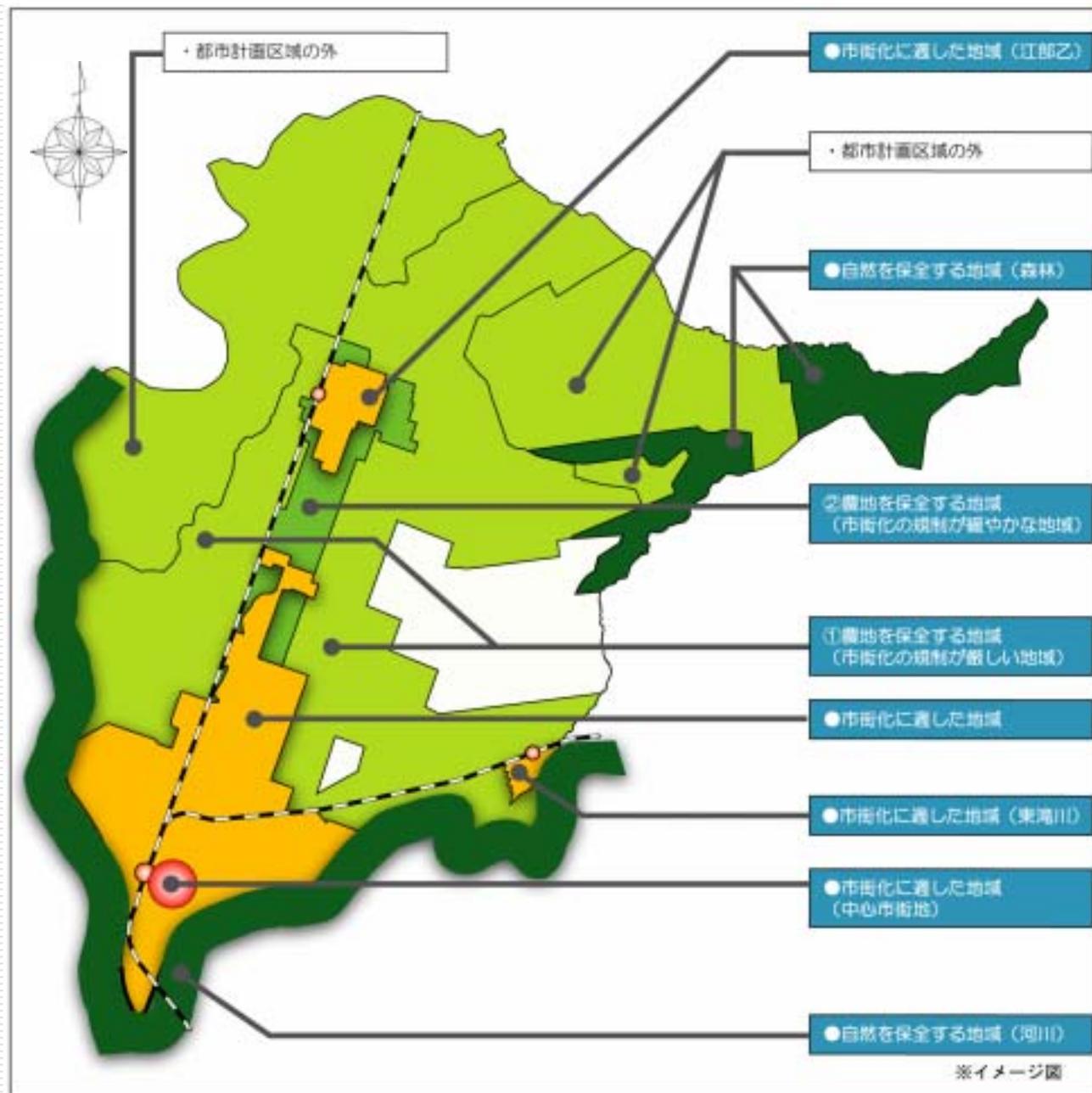


将来ともより良い未来を築けるよう地域性や優位性を活かした多様な主体が参加・連携して持続可能なまちづくりを展開します。

コンパクトな都市づくりのイメージ

- 市街地の拡大抑制を基本（郊外への無計画な分散を防止）とし、既存都市基盤（道路・下水道など）を有効に活用しながら都市の魅力と活力の向上を目指します。
- 様々な機能が、居住機能を中心にまとまりをもって構成した複合機能を進めます。
- 地域活動や地域生活が営まれる一定のまとまりをコンパクトタウンと考え、それぞれの地域の特色を活かした集約化を進めます。
- それぞれの地域のコンパクトタウンにおいて、環境、福祉、教育、土地利用などの政策と、交通・情報で、より強力なネットワークがされる都市づくりを進めます。
- 都市施設・公共施設・利便施設などにおいても、コンパクトな都市づくりに向けた政策転換を図ります。
- 自動車交通への過度な依存を抑制するために公共交通のあり方を見直します。

3. 滝川市の土地利用の現状と課題



現在の滝川市の土地利用のあらまし

滝川市の土地利用は3種類(現状)

- 1 都市における暮らしを効率的に行うための

市街化に適した地域(用途地域)

中心市街地 江部乙・東滝川
- 2 農業や田園景観を守るための

農地を保全する地域

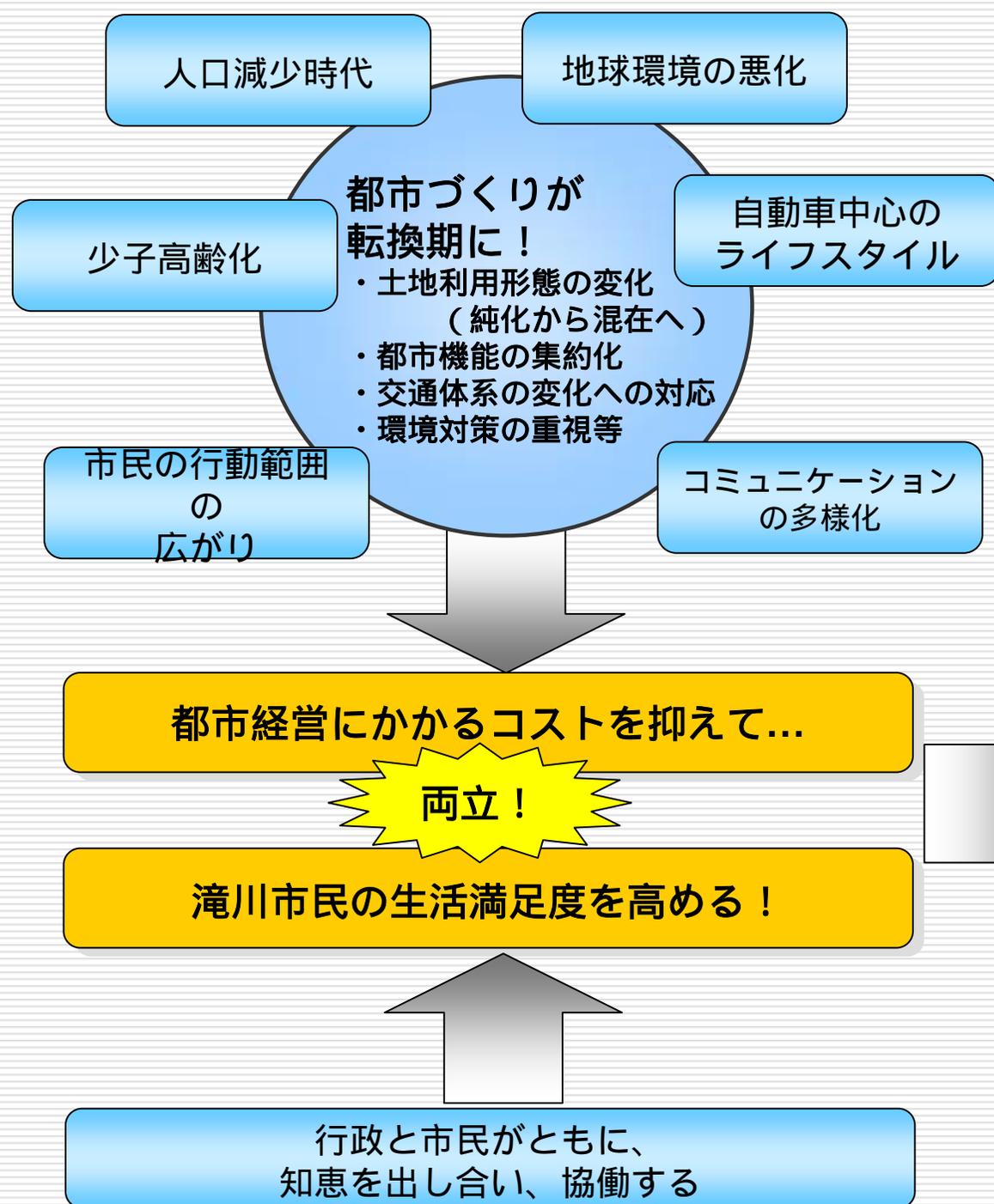
市街化の規制が厳しい地域 市街化の規制が緩やかな地域
- 3 森や河川など自然景観を守るための

自然を保全する地域

土地利用の課題

- 農地を保全する地域の中にも市街化の規制の厳しい地域と市街化の緩やかな地域があります。市街化の規制の厳しい地域では、農業以外の土地利用が見受けられますし、市街化の規制の緩やかな地域では、農地の保全ではなく無秩序な土地利用によって、市街地がにじみ出るように拡散が進行しているところがあります。
- コンパクトな都市づくりをすすめるためには、こうした市街地の拡散を抑えることが非常に重要です。
- 近年のモータリゼーションの進展、ライフスタイルの多様化、広域にサービスする大規模商業施設の立地により、本市の商業を取り巻く状況は大きく変化しています。特に中心市街地では空店舗が増え、居住者人口も減少してきた実態にあります。中心市街地は駅やバスターミナルがあることや道路の整備も進んでいることや、病院や店舗をはじめとする多様なサービス施設が立地していることは市民の共有財産であり、その豊かな既存ストックを活かす活性化が求められます。
- 江部乙・東滝川は、人口減少に伴い公共施設が長期的には維持が困難になることが想定され、他地域との連携により、生活利便施設や公共施設を補完することが必要になっています。
- 滝川市を含む中空知の生活スタイルは、自動車に極めて依存した暮らしとなっており、また、本市の発展は交通利便性を活かしてきた経緯から国道を含む幹線道路の沿線地区の土地利用は、今後とも、交通の利便性を活かした土地利用を図り、または市民の暮らしを支える利便施設を集約させることで公共交通の利便性を確保する必要があります。

4. 滝川市の新しい土地利用の方針（案）～基本的な考え方



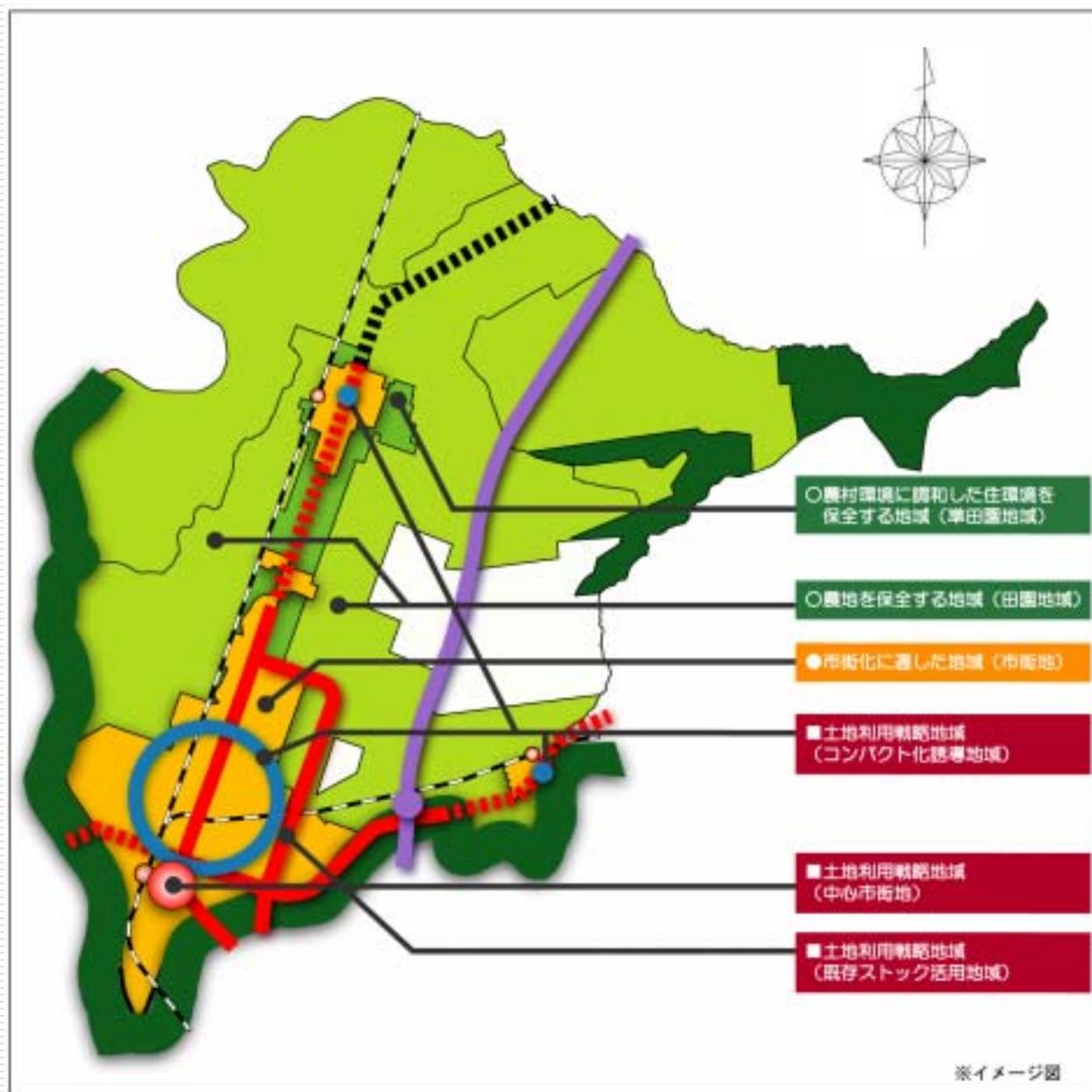
- 少子高齢化・人口減少時代を迎えた今、市民の通勤・通学・買い物・通院といった分野での行動範囲の広がりと多様化、IT機器の普及などに見られるようなコミュニケーションの多様化などといったライフスタイルの変化から、本市の都市づくりは大きな転換期を迎えています。
- これまでのような人口増加を前提とした右肩上がりの都市づくりから、今後は広い都市をより少ない人口で支えていかなければならない時代が訪れようとしています。
- このため、これからの都市づくりにおいては、市民一人一人にかかる都市経営コストをできるだけ抑えるために、市民・行政が知恵を出し合い、ともに協働しながら、滝川市民の生活満足度を高めていく必要があります。

基本方針の理念

広大な北海道のなかにある滝川の地に暮らすことに誇りを持ち、多様なライフスタイルが実現できる都市として、生活の満足度を高め、暮らしの質の向上が得られるまちづくりを進めます。

また、これからの安定・成熟社会の課題に対する対応力を持ち、小規模で機能的かつ効率的で持続可能な発展ができるよう、市民とともに都市づくりを進めます。

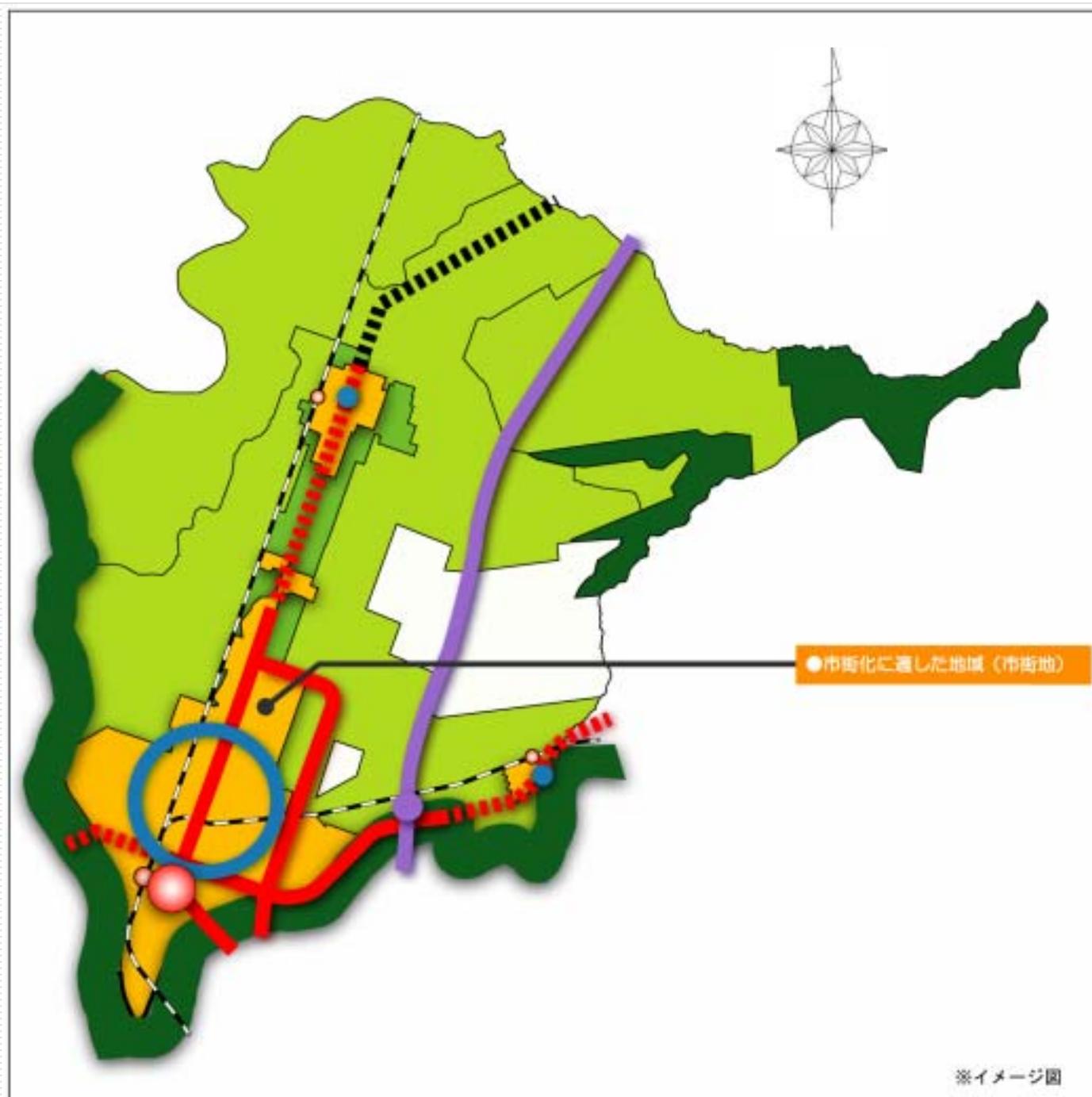
5. 滝川市の新しい土地利用見直しの方針（案）～ 6つの種類



土地利用の見直し方針イメージ図

- 1 都市における暮らしを効率的に行うための **市街化に適した地域（市街地）**
- 2 滝川の原点的農村風景をまもるための **農地を保全する地域（田園地域）**
- 3 農村景観とともにゆったりと暮らすための **農村環境に調和した住環境を保全する地域（準田園地域）**
- 4 滝川市の活力を生むための **土地利用戦略地域（既存ストック活用地域）**
- 5 本市の中心的な機能を集積させるための **土地利用戦略地域（中心市街地）**
- 6 都市における暮らしを効率的に行うための **土地利用戦略地域（コンパクト化誘導地域）**

5.1 . 市街化に適した地域（市街地）



1 都市における暮らしを効率的に行うための

市街化に適した地域（市街地）

基本的な考え方

「市街地」は、土地の利用度と都市機能を集約することで、コミュニティ活性化と利便性の向上を図ります。
「江部乙・東滝川の市街地」は、田園景観と調和した暮らしができるなど特色ある定住を含めた住環境の誘導を図ります。

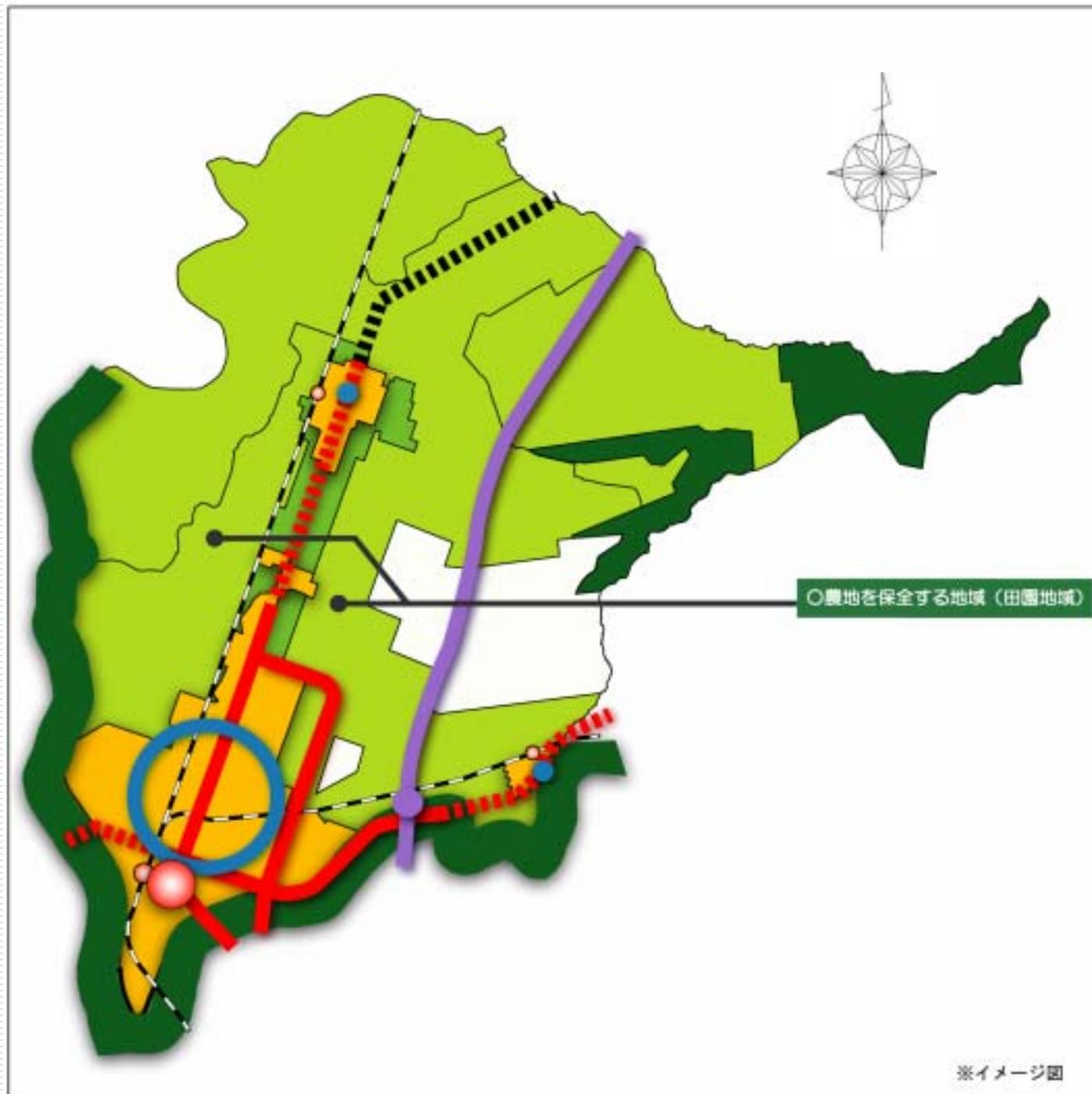


具体の検討事項

- ア 住環境や商工業の効率性の向上を目指した土地利用の見直し
 - 住環境や暮らしの利便性を向上させる用途地域等の見直しを行います。
 - たとえば低層系の住居の立地がほとんどであるなど地域の土地利用の現状を踏まえて適正な用途地域の配分を行います。特に、第1種住居地域から低層系住居地域への変更を検討し、コンパクト化誘導地域以外の住居系土地利用の密度を抑える検討をします。
- イ 地域づくりの新たな担い手の形成
 - 新たな地域づくりを支える担い手となる多様なコミュニティの形成を図ります。
- ウ 大規模な未利用地の有効活用
 - 未だ利用されていない土地の有効活用について検討します。

* 具体の検討事項
マスタープラン見直し時、または将来的な課題として適時検討を図る事項

5.2 . 農地を保全する地域（田園地域）



2 滝川の原点的農村風景
をまもるための

農地を保全する地域（田園地域）

基本的な考え方

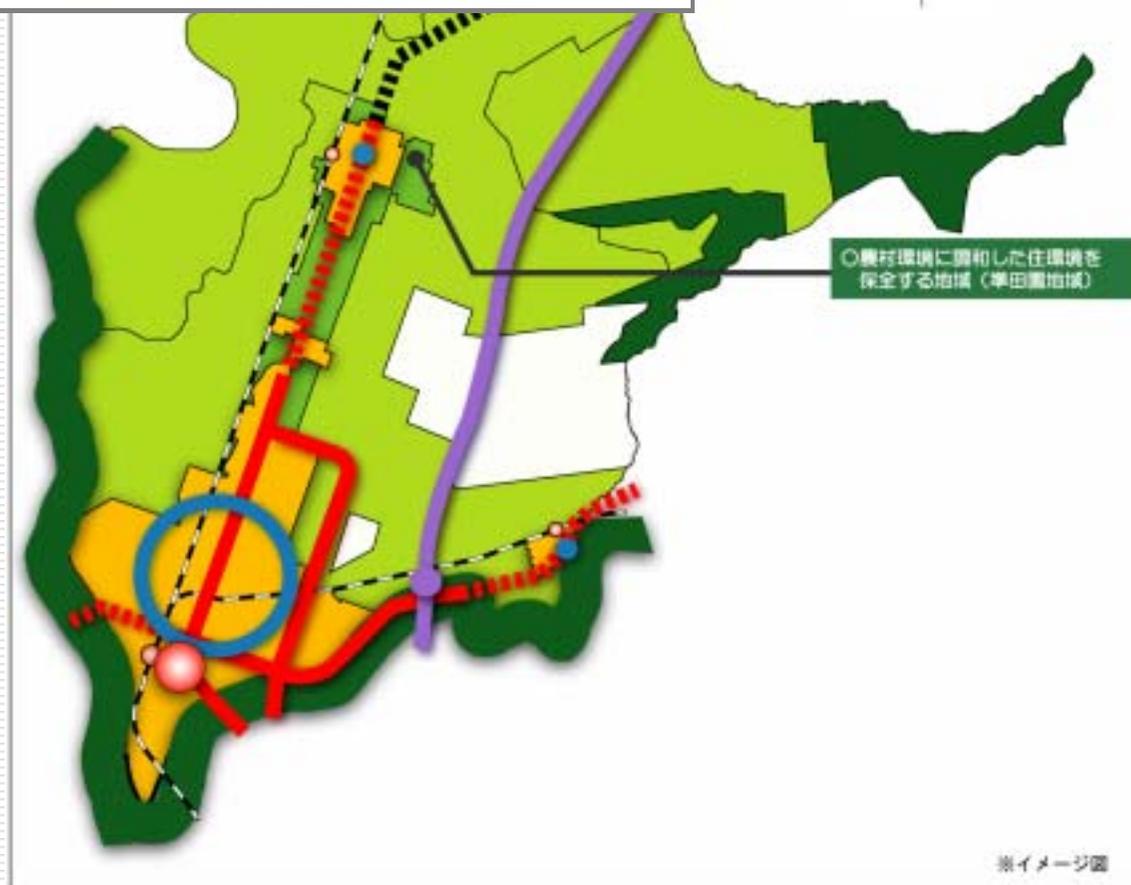
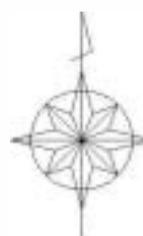
「田園地域」は、農地や保安林など、滝川の原風景ともいえる農村と田園を将来的にも守っていくため、無秩序な市街化を抑制して、豊かな農村景観の保全を図ります。

具体の検討事項

・ 景観計画区域等の活用検討

- 農用地における農業関連施設以外の建築や土地の改変が行われて、優れた農村景観を損なうことのないよう、景観計画区域の指定をはじめとする誘導策を検討します。

5.3 . 農村環境に調和した住環境を保全する地域（準田園地域）



3 農村景観とともにゆったりと暮らすための

農村環境に調和した住環境を保全する地域（準田園地域）

基本的な考え方

「準田園地域」は、農業振興地域白地（無指定）かつ、用途指定白地（無指定）のダブル白地の地域で、住居及び農業関連施設を除く土地利用を制限して周囲の農業景観などと調和するようゆとりある住宅地への誘導を図ります。

具体の検討事項

- ア 特定用途制限地域などによる土地利用の制限
 - 次ページの「既存ストック活用地域」を除き、都市計画法上の「特定用途制限地域」などにより、現状を踏まえた商業・業務・工業施設の立地制限を検討します。
- イ 景観計画区域等の活用検討
 - 田園景観に調和した住宅地形成を誘導するため、景観計画区域の指定をはじめとする誘導策を検討します。

※イメージ図

5.4 . 土地利用戦略地域-1 (既存ストック活用地域)

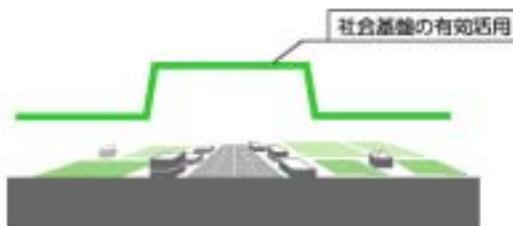
これまで



4車線道路



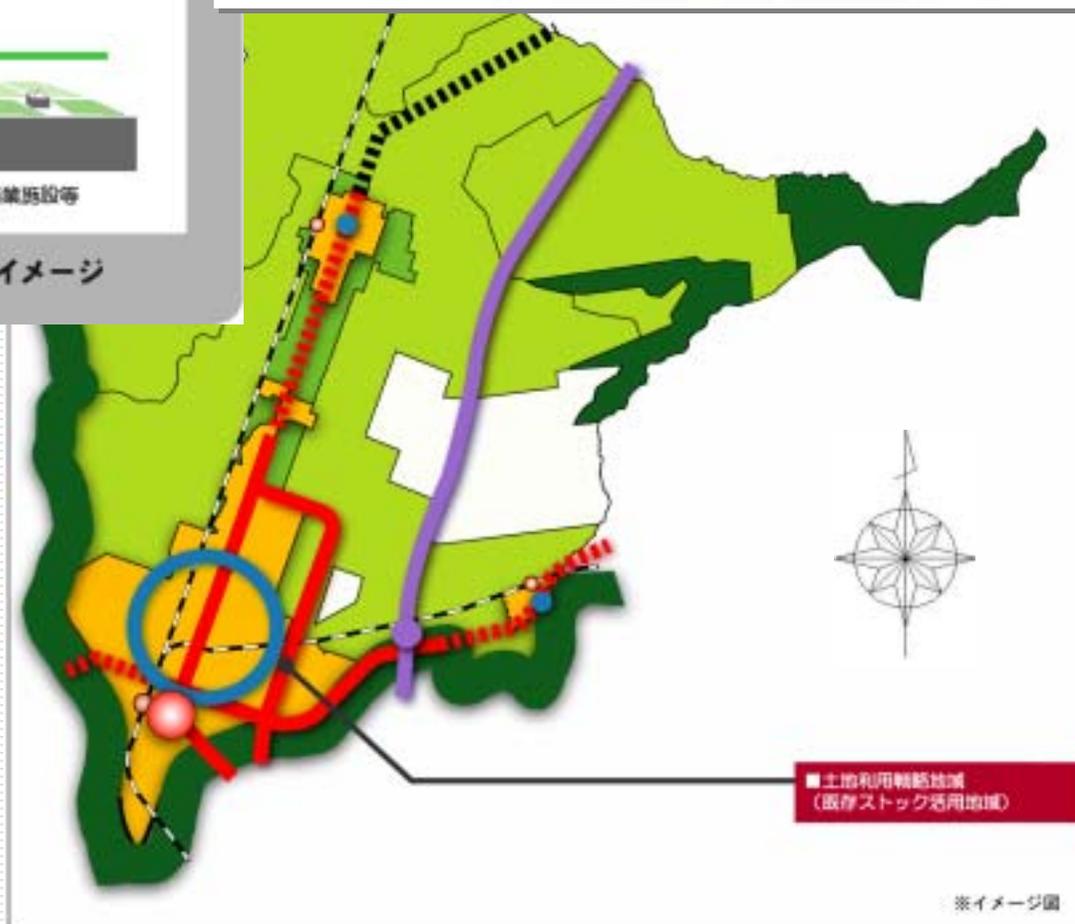
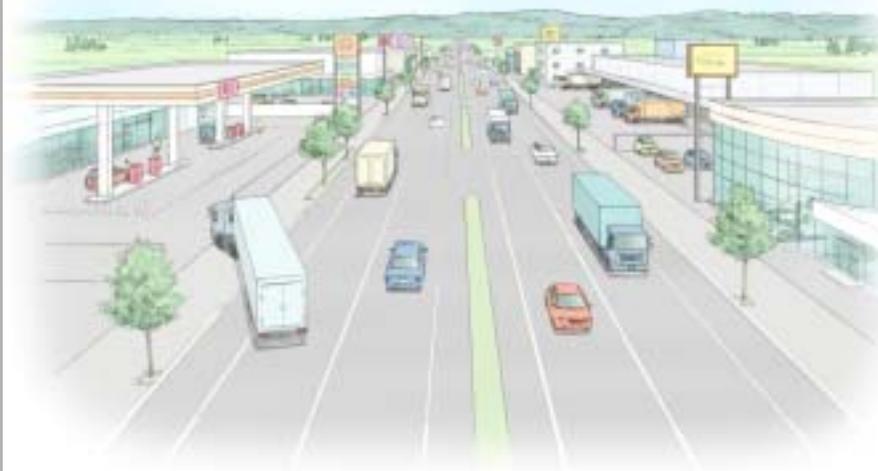
これから



社会基盤の有効活用

商業施設等 4車線道路 商業施設等

既存ストック活用地域のイメージ



4

滝川市の活力を生むための

土地利用戦略地域
(既存ストック活用地域)

基本的な考え方

「既存ストック活用地域」は、自動車を利用する市民等の利便性を高め、4車線道路等(重要な幹線道路)を最大限に生かした活力と魅力あるまちづくりを進める土地利用への見直しを図ります。



具体の検討事項

ア 市街地における4車線沿線等

- 中心市街地の衰退につながらないよう業種・業態に配慮した上で、沿道に商工業関連施設の立地誘導を検討します。

イ 準田園地域における4車線沿線等

国道12号(中央工業団地~江部乙)沿線

- 現状の無秩序な土地利用ではなく、適正な土地利用にするため、沿道に商工業関連施設の立地を誘導する土地利用への見直しを検討します。

国道12号滝川バイパス(5丁目)沿線

- 5丁目北側沿線においては、国道12号バイパスの機能・中心市街地への影響及び農業サイドとの協議を踏まえ、沿道サービス型の立地の動向をみながら土地利用見直しを検討します。

ウ 田園地域における4車線沿線等

- 国道12号バイパスの機能と中心市街地への影響や農業サイドとの協議を踏まえ、沿道サービス型の立地の動向をみながら土地利用の見直しを検討します。

5.5 . 土地利用戦略地域-2 (中心市街地)

5

都市における暮らしを
効率的に行うための

**土地利用戦略地域
(中心市街地)**

基本的な考え方

「中心市街地」の土地利用は、平成20年3月に認定された「滝川市中心市街地活性化基本計画*」と密接に連携を行いながら、賑わい再生を図ります。

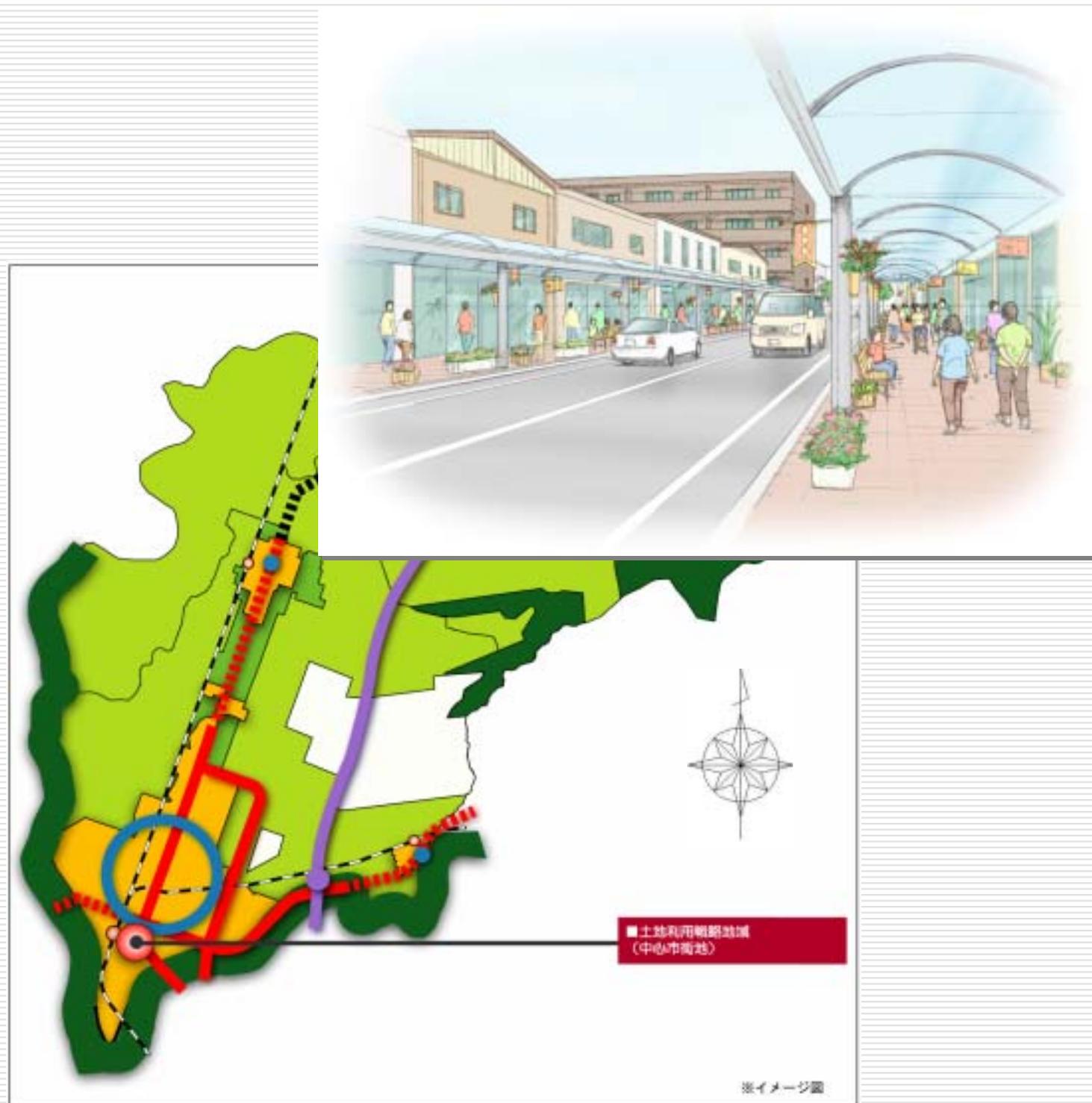
具体の検討事項

ア 中心市街地の土地利用を多様化

- 様々な公共公益施設やコミュニティ施設を集積して、都市機能の充実を図り、コミュニティ活動の活性化や誰もが歩いて楽しめる地域とします。現在商業地域・近隣商業地域にありながら、住居系の土地利用主体の地区は、街なか居住を推進するため、住居系への用途地域への見直しを検討します。
- また準防火地域についても同様に、住居系土地利用で防火上の課題が少ない地区では消防と協議のうえ当該指定を解除するなど適正な見直しをすることにより、住宅建設コストを低減させ、街なか居住につなげます。

イ 新たな商業系土地利用は中心市街地のみ

- 中心市街地以外の大規模集客施設の立地を制限した上で、現状の商業系土地利用を踏まえて用途地域の適正な配分を図ります。
- 中心市街地以外の商業地域・近隣商業地域で、実際は住居系土地利用が展開している地区においては、適正な用途地域の見直しを図ります。
- 現在、準工業地域において特別用途制限地区（大規模集客施設立地制限地区）を定めており、新たに準工業地域を定めるときも同様に対応します。



* 滝川市中心市街地活性化基本計画: 策定主体 滝川市 街なか居住の推進や機能の集積など施策展開により賑わいを図ります。

5.6 . 土地利用戦略地域-3 (コンパクト化誘導地域)

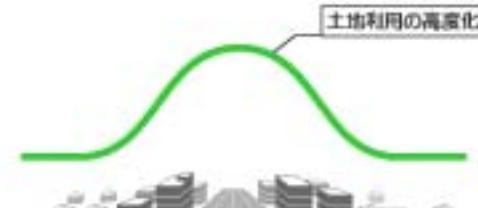
これまで



商業 空地 住宅 商業 4車線道路 住宅 商業 住宅 商業 空地



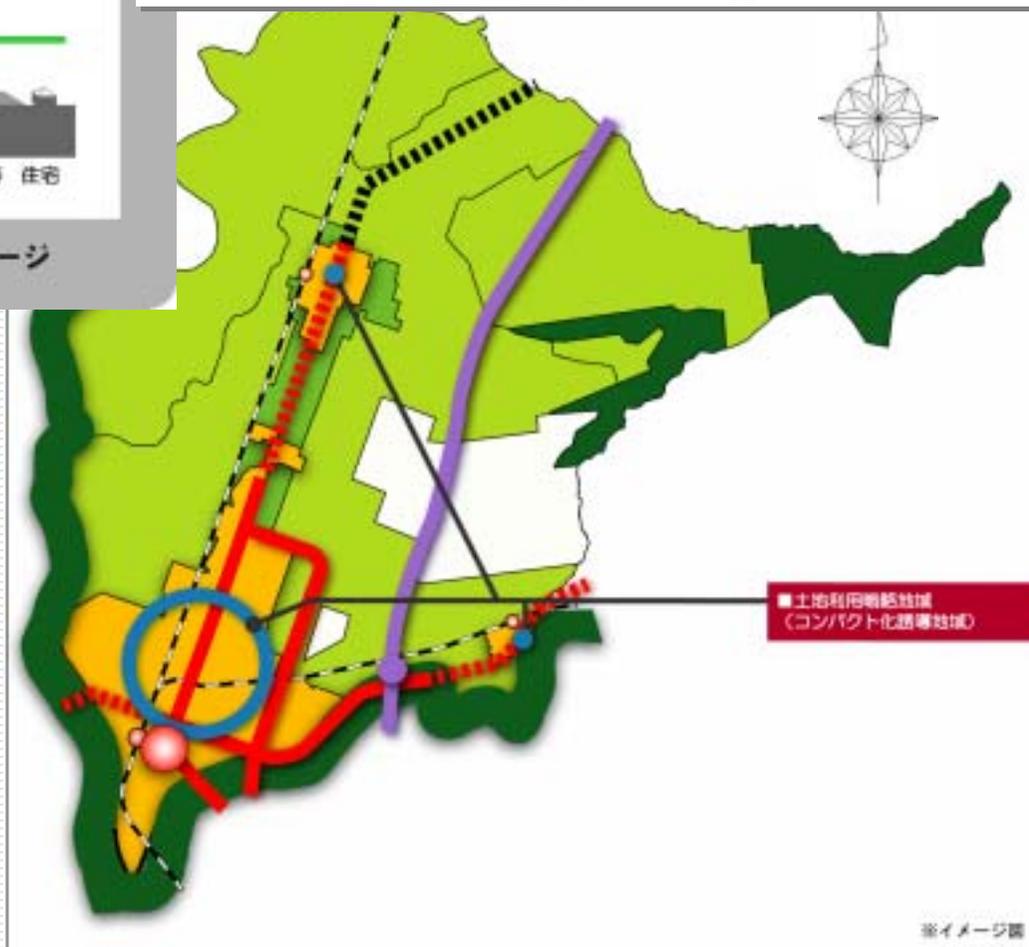
これから



土地利用の高密度化

住宅 商業施設等 4車線道路 商業施設等 住宅

コンパクト化誘導地域のイメージ



6

都市における暮らしを効率的に行うための

土地利用戦略地域
(コンパクト化誘導地域)

基本的な考え方

「コンパクト化誘導地域」では、人口減少に伴う将来の様々な施設の統廃合や集約化に対応し、自動車・公共交通アクセスを便利にし、人口密度と土地利用密度を高めることにより、利便性の確保を図ります。

具体的な検討事項

ア 幹線道路沿線の土地利用密度を高める

- 幹線道路沿線では、交通の利便性を活かした日常的な小売・サービス業などを誘導することで近隣の地域住民の利便性の向上を図るとともに、背後地の住環境の保全に配慮した用途地域への見直しを図ります。

なお、江部乙地区、東滝川地区においては、既存ストック活用地域の幹線道路沿線等へそれぞれの地域ごとに集約化を図ります。

イ 幹線道路(都市計画道路)の見直し

- 都市計画決定後30年以上着手していない都市計画道路のなかで、今後10年以上整備に着手できない路線をはじめとして、土地利用と一体的な見直しを図ります。

ウ 新たな公共交通の実現

- 今後の公共交通(バス等)の方向性を土地利用や都市計画道路との整合性を図った上で定めます。
- また、その方向性に基づいた実証実験や実証運行を行い、利便性の高いバス路線など検討を図った上で、新たな公共交通の実現を目指します。